

令和8年1月19日

横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ  
指定管理者公募に係る質問及び回答

横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ指定管理者公募に係る質問に対して、次のとおり回答します。

【資料名】公募要項 【ページ】3ページ・5(4)アについて	
質問1	現在の職員配置（役職、担当業務、常勤・非常勤別の人数）と1日のシフト例および1週間のローテーション例をご教示ください。
回答1	これらは、応募団体にご提案いただく内容であるため、具体例の提示は控えさせていただきますが、公募要項3ページに記載されている職員配置基準及び「横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ応募書類作成及び提出方法」の内容に沿って、運営に必要な職種及び人数を配置していただくことになります。

【資料名】公募要項 【ページ】8ページ・5(4)カ(ウ)について	
質問2	地区センター専有室及び地区センター・地域ケアプラザ共有室について、「指定管理者が自主事業（指定管理事業）等を行うために利用する場合」は利用料金全額免除となっていますが、自主事業はA型・B型どちらも対象という理解でよろしいでしょうか。
回答2	自主事業A型・B型は、「自主事業（指定管理事業）」に含まれないので、自主事業A型・B型を実施するためにこれらの部屋を利用する場合は、原則、利用料金全額免除の対象ではありません。また、「指定管理者制度における実務手引き」に記載されているとおり、自主事業A型・B型は指定管理業務の範囲外の事業であるため、実施場所に対する施設使用許可又は目的外使用許可等が必要な場合や施設使用料又は目的外使用料がかかる可能性があります。

【資料名】公募要項 【ページ】8ページ・5(4)カ(オ)について	
質問3	「地域ケアプラザの地域ケアルーム及びボランティアルームを福祉保健活動以外で使う場合には、原則として目的外使用許可により目的外使用料を徴収します」とありますが、自主事業B型で施設を使用する場合は使用料を横

	浜市へ支払う、という理解でよろしいでしょうか。
回答 3	ご認識のとおり、自主事業 B 型で施設を使用する場合は、目的外使用料を横浜市へ支払うこととなります。

【資料名】 公募要項 【ページ】 9 ページ・5 (4) キについて	
質問 4	備品について、I 種・II 種に属さない指定管理者所有の備品について一覧をご開示ください。
回答 4	<p>本市では、本指定管理実施の用に供するため、横浜市が所有する備品等については、横浜市物品規則に定められた備品台帳を備え適切に管理を行うことを求めています。</p> <p>本施設において横浜市及び指定管理者が所有する備品は、備品台帳（第 I 種）・（第 II 種）が全てです。</p>

【資料名】 公募要項 【ページ】 9 ページ・5 (4) キについて	
質問 5	<p>本施設の業務で使用している車両について下記内容をご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の種類と台数</li> <li>・所有者（指定管理者または横浜市）</li> <li>・取得方法（購入またはリース等）</li> </ul>
回答 5	<p>これらについては、応募者の提案内容に応じた体制確保を前提としており、事業者のノウハウにも関係しているため、現指定管理者が行う契約等に関する具体的な内容は回答を控えさせていただきます。</p> <p>車両数については本市から指定はしておりませんが、本施設の駐車場における施設管理用車両用のスペースは 2 台分のみです。取得方法についても、本市から指定はしておりません。指定管理者が購入またはリースをする場合、車両の所有者は本市ではなく、指定管理者またはリース会社が所有者となります。</p>

【資料名】 公募要項 【ページ】 13 ページ・5 (6) ウ (ア)について	
質問 6	第三者評価の受審に伴う費用（20 万円税別）は、指定管理料提案書（様式イ-①）のどの項目に計上すべきかご教示ください。
回答 6	第三者評価の受審については、2 年目あるいは 3 年目のいずれかのうち横浜市との協議により定める時期に実施ということ以外、本市からの指定はありません。費用（20 万円税別）は、地区センター及び地域ケアプラザ指定管理

	料提案書に適切に計上いただくことになりますが、地域ケアプラザ指定管理料提案書においては、運営事業及び地域包括支援センター運営事業の事務費に計上いただくことを想定しています。
--	--

	<p>【資料名】 公募要項</p> <p>【ページ】 16 ページ・5 (6) エ (カ) について</p>
質問 7	<p>現在指定管理者が加入している施設賠償責任保険の保険料（年額）をご教示ください。</p>
回答 7	<p>公募要項16ページに記載のとおり、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入していただき、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとしています。対人保障の保険金額は1億円以上とし、横浜市を追加被保険者とすることを条件としており、指定管理者となった場合は、それに対応した保険に加入いただくことになります。</p> <p>現指定管理者が加入している施設賠償責任保険の保険料については、下記ページの「事業報告書・収支決算書等」を確認ください。</p> <p>【地区センター】</p> <p><a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kusei/shiteikanrisha/siteikanri-houkoku.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kusei/shiteikanrisha/siteikanri-houkoku.html</a></p> <p>【地域ケアプラザ】</p> <p><a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-shisetsu/cp/cphyoukanew.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-shisetsu/cp/cphyoukanew.html</a></p>

	<p>【資料名】 公募要項</p> <p>【ページ】 18 ページ・5 (6) エ (タ) について</p>
質問 8	自動販売機を設置する場合は、自主事業 B 型に該当するという理解でよろしいでしょうか。
回答 8	自主事業B型に該当するか否かは検討中です。飲料の自動販売機の設置については、事業計画書（様式ア）の「7 自主事業（指定管理事業以外）の実施」に記載いただく必要はありません。

	<p>【資料名】 公募要項</p> <p>【ページ】 19 ページ・5 (6) エ (ニ) について</p>
質問 9	Wi-Fi 環境の整備について、現在設置されている Wi-Fi 関連機器や契約については指定管理者が変更になつてもそのまま引き継がれる、という理解でよろしいでしょうか。

回答 9	Wi-Fi環境の整備にあたっては、過去に横浜市の一定の負担のもと指定管理者が実施を行いました。仮に指定管理者が変更となった場合は、機器や契約等をそのまま引き継げるかどうかは現指定管理者との協議により決定となります。また、仮にそのまま引き継げなかった場合でも、Wi-Fi環境の整備については本市における一定の負担のもと、指定管理者が行うことを想定しています。
------	--

【資料名】 公募要項 【ページ】 19 ページ・5 (6) エ (ネ) について	
質問 10	現在の施設予約システム化の状況、システム構築は横浜市または指定管理者どちらが行ったかご教示ください。
回答 10	令和8年1月19日現在、施設予約システムについては、令和8年度中の稼働に向けて準備を進めているところです。 本施設では、本市で構築を行ったシステムを活用する予定で準備を進めています。

【資料名】 公募要項 【ページ】 31 ページ・6 (4) ア (キ) について	
質問 11	「※2 応募時点で指定管理業務が含まれていない場合は、横浜市が横浜市会に議案を提出するまでに改定してください」とありますが、改定のタイミングは公募スケジュールの「選定結果の通知及び公表」以降という理解でよろしいでしょうか。
回答 11	記載いただいたとおり、選定結果が通知・公表され、指定候補者となったタイミング以降でも差し支えございません。

【資料名】 公募要項 【ページ】 33 ページ・6 (4) イ (オ) (カ) について	
質問 12	12月決算で「前事業年度の収支計算書及び事業報告書」の提出が間に合わない場合、「R7年度（R7年1月～12月）の収支予算書及び事業計画書」と「R6年度（R6年1月～12月）の収支計算書及び事業報告書」の提出でよろしいでしょうか。
回答 12	12月決算で資料提出が間に合わない場合、公募要項33ページ・6 (4) イ (オ) については、「令和7年度（令和7年1月から12月）の収支予算書及び事業計画書」と「令和6年度（令和6年1月から12月）の収支計算書及び事業報告書」の提出で差し支えございません。 同じく公募要項 33 ページ・6 (4) イ (カ) については、「令和4年度（令和4年1月～12月）」から「令和6年度（令和6年1月から12月）」の収支計算

	書及び事業報告書」までの3か年度分の提出で差し支えございません。
--	----------------------------------

	<p>【資料名】 公募要項</p> <p>【ページ】 46 ページ・3 (3) ウについて</p>
質問 13	これまでに自主事業 A 型及び B 型に該当する事業を実施していれば、過去 3 年間の実績（事業名、内容、回数、参加人数等）をご教示ください。
回答 13	この自主事業A型及びB型については、令和7年9月に改定された「指定管理者制度運用ガイドライン」により新たに整理されたものであり、令和8年1月19日現在、本施設において実施した事例はありません。

	<p>【資料名】 様式イ－2－②</p> <p>【ページ】 収支予算書（横浜市都田地域ケアプラザ） 支出について</p>
質問 14	<p>支出には、様式イ－2－①（1）～（4）に計上した支出の他、介護保険事業（介護予防支援事業、居宅介護支援事業、通所系サービス事業）の支出も計上するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、人件費については所長人件費の指定管理者負担（介護報酬等）の 1/2 人工分も計上するという理解でよろしいでしょうか。</p>
回答 14	<p>「横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ応募書類作成及び提出方法」に記載のとおり、収支予算書には介護保険事業の支出も計上してください。ただし、通所サービス事業は本施設の指定管理業務には含まれませんので計上しないでください。</p> <p>人件費については、指定管理者負担分の施設長人件費も支出に計上してください。なお、本施設における指定管理者負担分の施設長人件費は 0.196 人工です。詳細は、「横浜市都田地区センター及び横浜市都田地域ケアプラザ応募書類作成及び提出方法」をご確認ください。</p>

	<p>【資料名】 様式イ－2－③</p> <p>【ページ】 人件費 賃金水準スライド対象外について</p>
質問 15	人件費の「賃金水準スライド対象外」に計上する金額は、賃金水準の変動により直接的な影響を受けない費目（通勤手当、健康診断費、退職給付費用等）を計上するという理解でよろしいでしょうか。
回答 15	お見込みのとおりです。詳しくは「指定管理者制度における実務手引き」10 ページ等を参照ください。

担当： 都筑区地域振興課 深澤、相澤  
電話 948-2238  
ファクス 948-2239  
メール [tz-shisetsu@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-shisetsu@city.yokohama.lg.jp)

都筑区福祉保健課 鈴野、中川、西谷  
電話 948-2345  
ファクス 948-2354  
メール [tz-fukuho@city.yokohama.lg.jp](mailto:tz-fukuho@city.yokohama.lg.jp)